

別表（第2条関係）

補助事業名	ドローンを活用した地域防災力向上支援事業
補助事業の目的	災害発生時の円滑な被害状況の収集・応急対策の実施に資するドローンの利活用（被災調査・救援物資搬送等）推進のため、災害発生対応や防災訓練など県からのドローン操縦要請に協力する者（以下「協力者」）の育成・支援を行い、地域防災力の向上を図る。
補助事業の対象となる者	「無人航空機操縦者技能証明」を新規取得し、協力者として県に登録する者
補助事業の対象となる経費	<p>「無人航空機操縦者技能証明」の取得に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省の登録講習機関への入学金、講習の受講料</li> <li>・国土交通省の指定試験機関における技能証明試験の手数料</li> <li>・無人航空機操縦者技能証明書の交付手数料</li> <li>・その他事業実施に必要と認められる経費</li> </ul>
補助率	1 / 2
補助金の額	<p>予算の範囲内で、1人あたりの上限を50千円とする。</p> <p>ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p>
適用除外する条項	第19条、第22条第2項
その他の事項	-

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) ・実施計画書(当初)[別紙1] ・資格を取得する意思の確認ができる書類 (講習申込受付確認票等) ・積算の根拠となる資料(見積書(写)またはそれに準ずる資料) ・その他必要と認める資料
	(指定期日) ・別途通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 交付決定額に変更を及ぼさない範囲での変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的や効果に影響を及ぼさない細部の変更
	(添付書類) ・実施計画書(変更)[別紙2] ・積算の根拠となる資料(見積書(写)またはそれに準ずる資料) ・その他必要と認める資料
	(指定期日) ・別途通知する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) -
第 1 1 条	(添付書類) ・実施結果報告書[別紙3] ・支出の根拠となる資料(領収書(写)またはそれに準ずる書類) ・無人航空機操縦者技能証明書(写) ・その他必要と認める資料
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内または翌年度の4月30日のいずれか早い日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) -